

監 查 報 告

監査報告(有償資金協力勘定)

独立行政法人国際協力機構法第28条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）の有償資金協力勘定の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）及び決算報告書並びに同下半期（令和5年10月1日～令和6年3月31日）の損益計算書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

有償資金協力勘定の当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに同下半期の損益計算書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の有償資金協力勘定の当該事業年度に係る財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

財務諸表等に係る会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和6年6月19日

独立行政法人国際協力機構

監事 佐野 景子

監事 関口 典子

監事（非常勤） 赤羽 貴

*上記は、法人が「監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は法人が別途保管しております。